

令和5年度 ダイオキシン類に係る調査結果

環境部環境保全課、廃棄物対策課

目 次

I	ダイオキシン類に係る調査結果について（概要）	・ ・ ・ ・ ・ 1
II	ダイオキシン類環境調査結果	・ ・ ・ ・ ・ 2
III	事業者測定結果	
1	排出ガスの測定結果について	・ ・ ・ ・ ・ 6
2	排出水の測定結果について	・ ・ ・ ・ ・ 7
3	ばいじん及び燃え殻の測定結果について	・ ・ ・ ・ ・ 8
IV	行政検査結果	・ ・ ・ ・ ・ 1 1

I ダイオキシン類に係る調査結果について（概要）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境調査結果及び事業者測定結果を公表します。
また、本市が実施した行政検査の結果についても併せて公表します。

1 環境調査結果

（１）大気環境

豊橋市役所、大崎校区市民館、原町公民館の３地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

（２）水環境

水質については、河川３地点、海域１地点、地下水２地点で調査を実施し、河川１地点（間川）を除き、環境基準を達成しました。

底質については、河川３地点、海域１地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

（３）土壌環境

２地点で調査を実施し、環境基準を達成しました。

2 事業者測定結果

（１）排出ガス

令和５年度末現在、大気基準適用施設は１９施設の届出があります。通年休止中施設を除いた１５施設から報告があり、いずれも排出基準に適合していました。

（２）排水

令和５年度末現在、水質基準適用事業場は３事業場の届出があります。排水がない事業場を除いた２事業場から報告があり、いずれも排出基準に適合していました。

（３）ばいじん及び燃え殻

令和５年度末現在、ばいじん、燃え殻が発生する施設は１４施設があります。通年休止中施設を除いた１１施設から報告があり、いずれも埋立処分等の処理基準に適合していました。

3 行政検査結果

大気基準が適用される２施設の排出ガスについて行政検査を行ったところ、排出基準に適合していました。

また、ばいじんの基準が適用される１施設について行政検査を行ったところ、埋立処分等の処理基準に適合していました。

Ⅱ ダイオキシン類環境調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査しました。

（１）ダイオキシン類環境調査結果

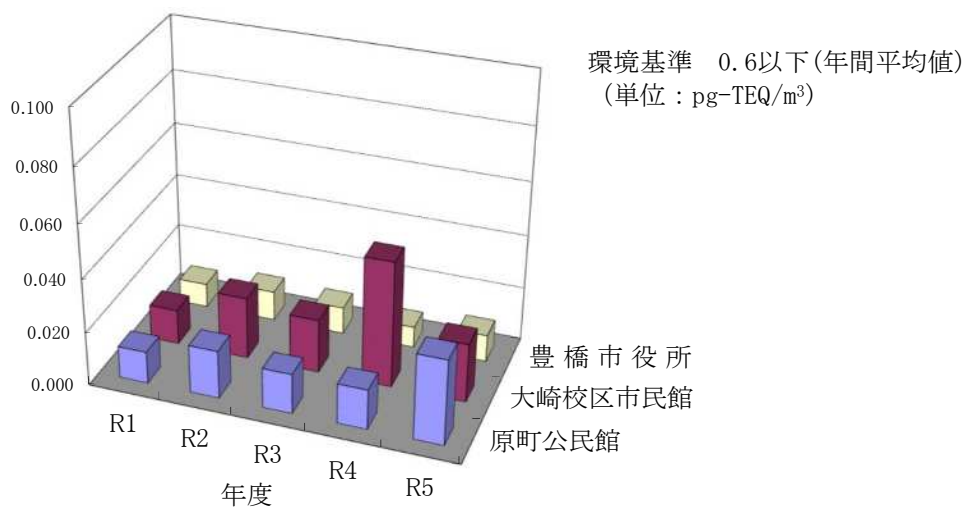
大気、水質、底質及び土壌について 15 地点で調査を行った結果、水質 1 地点（間川六盃橋）を除き環境基準を達成しました。

ア．令和5年度 ダイオキシン類環境調査結果

区分		調査地点等		調査年月日	調査結果		環境基準 及び単位
					測定値	年間平均値	
大 気 環 境	豊 橋 市役所	春季	R5年5月9日～16日	0.0063	0.010	0.6 p g -TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	
		夏季	R5年7月14日～21日	0.0085			
		秋季	R5年10月5日～12日	0.0063			
		冬季	R6年1月12日～19日	0.019			
	大 崎 校 区 市民館	春季	R5年5月9日～16日	0.010	0.022		
		夏季	R5年7月14日～21日	0.018			
		秋季	R5年10月5日～12日	0.0086			
		冬季	R6年1月12日～19日	0.050			
	原 町 公民館	春季	R5年5月9日～16日	0.0092	0.032		
		夏季	R5年7月14日～21日	0.025			
		秋季	R5年10月5日～12日	0.0087			
		冬季	R6年1月12日～19日	0.085			
水 環 境 （公 共 用 水 域）	水 質	河 川	梅田川（御厩橋）	R5年8月4日	0.50		1 p g -TEQ/L 以下 (年平均値)
			神田川（神田川橋）		0.31		
			間川（六盃橋）		2.0	1.2	
			間川（六盃橋）		R5年10月20日		
	海 域	A－3（神野ふ頭）	R5年8月22日	0.041			
	底 質	河 川	梅田川（御厩橋）	R5年8月4日	0.56		150 p g -TEQ/ g 以下
			神田川（神田川橋）		0.85		
			間川（六盃橋）		1.4		
		海 域	A－3（神野ふ頭）	R5年8月22日	13		
	水環境（地下水）		石巻本町	R5年7月10日	0.023		1 p g -TEQ/L 以下 (年平均値)
			杉山町		0.022		
	土壌環境		多米中町（多米公園）	R5年8月22日	7.1		1,000 p g -TEQ/ g 以下
大橋通3丁目（守下公園）			1.5				

(2) ダイオキシン類環境調査 経年結果

ア. 大気環境

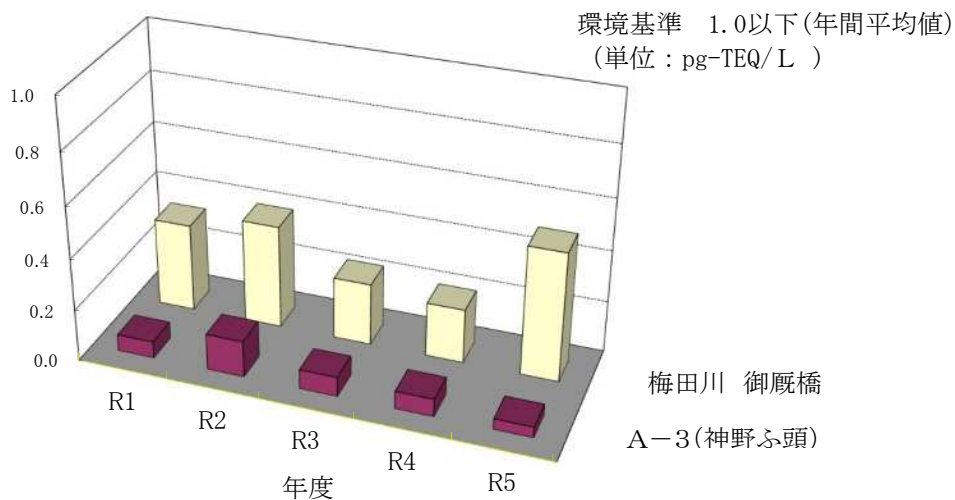


継続調査地点		(単位: pg-TEQ/m³)				
調査地点	調査年度	R1	R2	R3	R4	R5
豊橋市役所		0.0089	0.011	0.010	0.0078	0.010
大崎校区市民館		0.013	0.023	0.020	0.047	0.022
原町公民館		0.012	0.018	0.015	0.015	0.032

イ. 水環境

①公共用水域 : 水質

a. 継続調査地点



		(単位: pg-TEQ/m³)				
区分	調査年度	R1	R2	R3	R4	R5
	調査地点					
河川	梅田川 御厩橋	0.34	0.40	0.24	0.21	0.50
海域	A-3 (神野ふ頭)	0.064	0.14	0.075	0.068	0.041

b. 単年度調査地点

(単位: pg-TEQ/L)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
河 川	内張川 塩浜橋	0.083	R1年度
	紙田川 境橋	0.37	
	柳生川 柳生橋	1.0	R2年度
	朝倉川 境橋	0.15	
	柳生川 下立合橋	0.28	R3年度
	山中川 本興寺橋	0.82	
	殿田川 柳生川合流点手前	0.079	
	山中川 本興寺橋	0.89	R4年度
	内山川 上庄池出口	0.70	
	内山川 黒福橋	1.6 0.29	
	神田川 神田川橋	0.31	R5年度
	間川 六盃橋	2.0 0.37	

※複数回調査している地点にあつては、調査結果は平均値に併せて左に各測定結果を記載した。

②公共用水域 : 底質

a. 継続調査地点

(単位: pg-TEQ/g)

水 域	調 査 地 点	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
河 川	梅田川 御厩橋	0.60	1.4	0.32	0.42	0.56
海 域	A-3 神野ふ頭	13	12	13	13	13

b. 単年度調査地点

(単位: pg-TEQ/g)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
底 質	内張川 塩浜橋	1.2	R1年度
	紙田川 境橋	1.0	
	柳生川 柳生橋	1.2	R2年度
	朝倉川 境橋	1.3	
	柳生川 下立合橋	0.27	R3年度
	山中川 本興寺橋	0.86	
	内山川 黒福橋	8.6	
	山中川 本興寺橋	1.3	R4年度
	神田川 神田川橋	0.85	
	間川 六盃橋	1.4	R5年度

③地下水 (単年度調査)

(単位: pg-TEQ/L)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
地 下 水	雲谷町	0.021	R1年度
	前芝町	0.022	
	岩屋町	0.022	R2年度
	若松町	0.022	
	牛川町	0.023	R3年度
	大岩町	0.023	
	忠興3丁目	0.022	R4年度
	雲谷町	0.024	
	石巻本町	0.023	R5年度
	杉山町	0.022	

ウ. 土壤環境

土壤環境 (単年度調査)

(単位: pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
つつじが丘二丁目 新子公園	0.44	R1年度
西幸町 笠松北公園	0.027	
清須町 清須河川敷広場	1.5	R2年度
西浜町 宇塚公園	0.018	
飯村北4丁目 本郷公園	0.020	R3年度
植田町 蛤沢公園	6.4	R4年度
多米中町 多米公園	7.1	R5年度
大橋通3丁目 守下公園	1.5	

令和5年度 ダイオキシン類環境調査 地点図

凡 例		
大 気	■1	豊橋市役所
	■2	大崎校区市民館
	■3	原町公民館
水 質 及 び 底 質	◎1	梅田川(御厩橋)
	◎2	神田川(神田川橋)
	◎3	間川(六盃橋)
	◎4	海城 渥美湾(A-3)
地下水	●1	石巻本町
	●2	杉山町
土 壤	①	多米中町 多米公園
	②	大橋通3丁目 守下公園



Ⅲ 事業者測定結果

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第28条第1項及び第2項に基づき、毎年1回以上排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果を法第28条第3項の規定により都道府県知事（豊橋市にあつては豊橋市長）に報告することとされています。

また、都道府県知事（豊橋市長）は、その結果を法第28条第4項の規定により公表することとされています。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに豊橋市に報告されたダイオキシン類の測定結果の概要は、次のとおりです。

1 排出ガスの測定結果について

（1）大気基準適用施設の設置状況

市内の廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉などの大気基準適用施設の設置状況は、表1のとおり、令和6年3月末現在、19施設が届出されています。

表1 大気基準適用施設の設置状況

番号	施設名	稼動中施設	休止中施設 (建設中施設を含む)	合計
1	焼結鋳造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	1	0	1
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	3	1	4
5	廃棄物焼却炉	10	4	14
計		14	5	19

（2）測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表2及び別表1（p9）のとおり、令和6年3月末現在、15施設から測定結果の報告がありました。

表2 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排出ガス）

報告済み施設			新設後1年未満の施設	稼動中施設のうち未報告施設	休止中施設 (報告後休止施設、建設中施設を含む)
稼動中施設	報告後 廃止施設	報告後 休止施設			
14	0	1			
15			0	0	5

（3）排出基準の適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があつた15施設のすべてが排出基準に適合していました。

2 排出水の測定結果について

(1) 水質基準適用事業場の設置状況

市内の水質基準対象施設を設置する水質基準適用事業場の設置状況は、表3のとおり、令和6年3月末現在、3事業場が届出されています。

表3 水質基準適用事業場の設置状況

番号	施設名	水質基準対象施設からの排水がある事業場	水質基準対象施設からの排水がない事業場	合計
1	硫酸塩/パルプ又は亜硫酸/パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	0	0
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用の焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造施設等	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設等	0	0	0
11	ジオキサソノバイオレットの製造の用に供する施設等	0	0	0
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収施設の精製施設、廃ガス洗浄施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の用に供する施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	1	2
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設等	0	0	0
17	廃棄物処理法施行令第7条12号の2及び13号に掲げる施設	0	0	0
18	下水道終末処理施設	1	0	1
19	上記1～17を設置する事業場廃水の共同処理施設	0	0	0
計		2	1	3

(注) 異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上しました。

(2) 測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表4及び別表2(p9)のとおり、令和6年3月末現在、法に基づく測定・報告義務がある2事業場から測定結果の報告がありました。

表4 ダイオキシン類測定結果の報告状況(排水)

報告済み事業場		稼働中事業場のうち 未報告事業場	休止中事業場(建設中 事業場を含む)
稼働中事業場	報告後廃止事業場		
2	0	0	0

(3) 排出基準の適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があつた2事業場のすべてが排出基準に適合していました。

3 ばいじん及び燃え殻の測定結果について

(1) ばいじん、燃え殻の測定対象となる廃棄物焼却炉の設置状況

市内の測定対象となる廃棄物焼却炉の設置状況は、表5のとおり、令和6年3月末現在、10施設が稼働しています。

表5 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼働中施設	休止中施設（建設中施設を含む）	合 計
廃棄物焼却炉	10	4	14

(2) 測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表6及び別表3（p10）のとおりであり、令和6年3月末現在、報告義務のある11施設から測定結果の報告がありました。

表6 ダイオキシン類測定結果の報告状況（ばいじん、燃え殻）

報告済み施設			新設後1年未満の施設	稼働中施設のうち未報告施設	ばいじん及び燃え殻が発生しない施設	休止施設（報告後休止施設、建設中施設を含む）
全部報告施設	報告後廃止施設	報告後休止施設				
10	0	1	0	0	0	4

(3) 埋立処分の基準への適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があった11施設のすべてが処理基準に適合していました。

別表1 ダイオキシン類測定結果(大気)

(ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業所名	所在地	施設の種類	排出ガス採取 年月日	測定結果	基準値	備考
1	トビー工業(株) 豊橋製缶所	豊橋市明海町1	製罐用電気炉	R5.11.11	0.015	0.5	
2	松島金属(株) 豊橋工場	豊橋市豊津町字比舎古 1-117	アルミ溶融炉 (#1、#2、#4)	R5.4.25	0.058	1	#4のみ 新設基準適用
3	トーヨーメタル(株)	豊橋市大岩町字佃 9-5	アルミ溶融炉	-	-	1	休止中
4	愛知県 東部家畜保健衛生所	豊橋市西幸町字古並 51-1	廃棄物焼却炉	R5.12.26	0.041	5	
5	(株) 東三河食肉流通センター	豊橋市明海町 16-1	廃棄物焼却炉	-	-	5	休止中
6	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町 1-3	廃棄物焼却炉 (1号)	R5.4.21	0.00000072	10	報告後休止
			廃棄物焼却炉 (2号)	-	-	5	休止中
			廃棄物焼却炉 (3号)	R5.8.30	0.00000042	5	
7	豊橋市 バイオマス利活用センター	豊橋市神郷新田町字中島 5	廃棄物焼却炉 (1系)	R5.6.5	0.0034	1	
			廃棄物焼却炉 (2系)	R5.8.29	0.0041	1	
8	(株) 明輝クリーナー 原町工場	豊橋市原町字南山 1-98、1-332	廃棄物焼却炉	-	-	5	休止中
9	(株) 明輝クリーナー 新原町工場	豊橋市原町字南山 1-2 外 5 筆	廃棄物焼却炉	R5.10.16	0.010	0.1	
10	(株) マルサワ	豊橋市伊古留町字東荒子 41	廃棄物焼却炉	R5.9.19	0.0046	5	
11	(株) MARUKO 弥栄工場	豊橋市東細谷町字東竜田 75-208	廃棄物焼却炉	R6.3.2	0.94	1	
12	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西 530	廃棄物焼却炉 (1号)	R6.1.31	0.0017	0.1	
			廃棄物焼却炉 (2号)	R5.10.13	0.00048	0.1	
			廃棄物焼却炉 (3号)	R5.12.15	0.15	1	

別表2 ダイオキシン類測定結果(水質)

(pg-TEQ/L)

番号	工場・事業所名	所在地	施設の種類	排水水採取 年月日	測定結果	基準値	備考
1	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町 1-3	廃ガス洗浄槽施設×3	R5.11.1	0.00018	10	
			下水道終末処理施設				
2	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西 530	灰貯留施設×2	R5.12.14	0.0070	10	

別表3 ダイオキシン類測定結果(ばいじん、燃え殻及び溶融スラグ等) (ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業所名	所在地	試料種類	採取年月日	測定結果	基準値	備考
1	愛知県 東部家畜保健衛生所	豊橋市西幸町字古並 51-1	燃え殻	R5.9.29	0.00000029	3	
2	(株) 東三河食肉流通センター	豊橋市明海町 16-1	燃え殻	-	-	3	休止中
3	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町 1-3	燃え殻(1号)	R5.5.8	0.0028-	3	報告後休止
			燃え殻(2号)	-	-	3	休止中
			燃え殻(3号)	R5.10.31	0	3	
4	豊橋市 バイオマス利活用センター	豊橋市神野瀬町字中島 5	ばいじん(1系)	R5.6.5	0.0023	3	
			ばいじん(2系)	R5.8.29	0.0025	3	
5	(株) 明輝クリーナー 原町工場	豊橋市原町字南山 1-98、1-332	ばいじん (バグフィルター灰)	-	-	3	休止中
			ばいじん (サイクロン灰)	-	-	- (キレー ト処理)	
			燃え殻	-	-	3	
6	(株) 明輝クリーナー新原町工場	豊橋市原町字南山 1-2外5 筆	ばいじん	R5.10.16	0.20	3	
			燃え殻	R5.10.16	0.18		
7	(株) マルサワ	豊橋市伊古留町字東荒子 41	ばいじん	R5.9.19	0.00002	- (キレー ト処理)	
			燃え殻	R5.9.19	0.10	3	
8	(株) MARUKO 弥栄工場	豊橋市東細谷町字東籠田 75- 208	ばいじん	R6.3.2	0.095	3	
			燃え殻	R6.3.2	0.045	3	
9	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西 530	溶融スラグ (1号・2号)	R5.10.12	0	3	
			脱塩残渣(1号・2号)	R5.10.12	0.075		
			脱塩残渣(1号)	R6.1.31	0.062		
			燃え殻(3号)	R5.12.15	0.024		

IV 行政検査結果

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及びばいじん中のダイオキシン濃度の測定を実施しました。令和5年度の測定結果は、次のとおりです。

1 調査対象

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設である大気基準適用施設を有する2事業場について、排出ガス中のダイオキシン類の検査を実施しました。

また、ばいじん等の規制対象施設である廃棄物焼却炉を有する1事業場について、ばいじん中のダイオキシン類の検査を実施しました。

2 検査結果、

(1) 排出ガス

排出ガス中のダイオキシン類の検査結果は表1のとおりであり、排出基準に適合していました。

表1 排出ガス中の検査結果 (ng-TEQ/m³N)

No.	工場・事業場名	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準
1	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町1-3	R6.2.19	0.00021	5
2	(株)明輝クリーナー新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	R6.1.29	0.0013	0.1

(2) ばいじん

ばいじん中のダイオキシン類の検査結果は表2のとおりで、処理基準に適合していました。

表2 ばいじん中の検査結果 (ng-TEQ/g)

No.	工場・事業場名	所在地	採取年月日	測定結果	基準値
1	(株)明輝クリーナー新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	R6.1.29	0.055	3

《用語の説明》

- 1 ng (ナノグラム) 10億分の1g
- 2 pg (ピコグラム) 1兆分の1g
- 3 TEQ (毒性等量) ダイオキシン類を最も毒性の強いダイオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)の量に換算した値として表していることを示します。